The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	清華簡『皇門』解題
Author(s)	福田, 一也
Citation	中国研究集刊. 2011, 53, p. 229-242
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61168
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国研究集刊　崐号（総五十三号）平成二十三年六月　二二九―二四二頁

清華簡『皇門』解題

福田一也

序言

二〇〇八年七月に清華大学が入手した竹簡群は、清華簡と呼ばれ、現在も解読と整理が進められている。その成果の一部が『清華大学蔵戦国竹簡（壹）』として公刊され(注1)、本格的な清華簡研究が始動しつつある。

清華簡は戦国中晩期の竹簡と推定されており、また、炭素十四測定法では紀元前三〇五年±三〇年という測定結果が得られている。今回公表されたのは、『尹至』・『尹誥』・『程寤』・『保訓』・『耆夜』・『金縢』・『皇門』・『祭公之顧命（祭公）』・『楚居』の九篇であり、歴史関係の書籍が多数を占めている点に特色が認められる。

この中に含まれる『皇門』と命名された一篇は、今本『逸周書』皇門篇とほぼ同じ内容をもつ文献であり、この他、『祭公之顧命（祭公）』や『程寤』も『逸周書』と関連深い文献である。

従来、『逸周書』は、文献的信憑性の問題などもあり、あまり積極的には研究の俎上にのぼることのない文献であった。しかしながら、清華簡の発見により、少なくともその一部は、戦国中晩期以前の古い内容を伝えるものであることが明らかとなったのである。未だ整理中の文献も多数あり、『逸周書』の成立については今後発表される諸篇も含めて総合的に考える必要がある。しかしながら、今後、こうした問題は必ずや議論の的の一つとなってくるであろう。

そこで本稿では、こうした問題を見据えつつ、その基礎作業の一貫として清華簡『皇門』の概要を紹介し、併せて今後課題となってくるであろう諸問題について述べることとしたい。

一、書誌情報

まず前掲書『皇門』の「説明」を参考に、『皇門』の書誌情報について記しておく。

本篇の竹簡は十三枚。簡長は四十四・四cm前後。三道編綫。一簡あたりの字数は、三十九字～四十二字と一定しない。もともとの篇題はなく、内容が今本『逸周書』皇門篇とほぼ一致することから、「皇門」と命名された。竹簡の背面には排列番号が記されており、また、今本との対応からみても竹簡の排列に問題はない。第十簡の上端の二字が欠損しているが、今本を参考にそれを補うことができる。なお、本篇の整理は、李均明氏が担当している。

二、清華簡『皇門』釈読

以下に清華簡『皇門』の釈文・訓読・現代語訳を載せる。釈文の大部分は、『清華大学蔵戦国竹簡（壹）』に依拠しているが、一部、インターネット上に発表されている論文などを参考に文字を改めた箇所がある。【 】内の数字は、竹簡の整理番号。なお、本稿では『皇門』の全体的な把握を目的とするため、釈文中の文字は極力通行の字体を使用し、文字等の考証に関しても、重要な箇所のみを末尾の語注に記すこととした。さらに、付録として本稿末尾に清華簡『皇門』と『逸周書』皇門篇の対照表を附した。併せて参照されたい。

維正［月］①庚午、公格在者（庫）②門。公若曰、「嗚呼、朕寡③邑小邦、蔑有耆耇虙（慮）事嗚（屏）朕立（位）、繇（肆）朕沓（沖）人非敢不用明刑。惟莫覓（開）【1】余嘉德之説。今我卑（譬）小于大。我聞昔在二有國之哲王、則不共（恐）于卹。廼惟大門宗子埶（邇）臣、懋揚嘉德、乞（迄）有寔（寶）、以【2】助厥辟、勤卹王邦王家。廼旁求選擇元武聖夫、羞于王所。自釐臣至于有分私子、苟克有諒、亡不嚳（榮）④達、獻言【3】在王所。是人斯助王、恭明祀、敷明刑。王用有監、多憲正（政）命、用克和有成。王用能承天之魯命、百姓萬民用【4】亡不順（擾）比在王廷。先王用有勸、以瀕（賓）佑于上。是人斯既助厥辟、勤勞王邦王家。先神示（祇）復式用休、卑（俾）備（服）【5】在厥家。王邦用盜、小民用假能稼穡、并祀天神。戎兵以能興、軍用多實。王用能盍（奄）有四叟（鄰）、遠土不（丕）承、子孫用【6】末被先王之耿光。

維れ正[月]庚午、公、庫門に格る。公若く曰く、「嗚呼、朕の寡邑小邦、耆耇の事を慮りて朕位に屏たること有る蔑く、肆に朕沖人は敢えて明刑を用いずんば非ず。惟れ余に嘉德の説を開くもの莫ければなり。今、我れ小より大に譬さん。我れ聞く、昔の二有國の哲王に在りては、則ち卹を恐れず。廼ち惟れ大門宗子邇臣、懋めて嘉德を揚げ、寶を有つに迄り、以て厥の辟を助け、勤めて王邦王家を卹う。廼ち旁く求めて元武・聖夫を選擇し、王所に羞む。釐臣自り有分私子に至るまで、苟に克く諒を有ちて、榮達せざるは亡く、言を王所に獻ず。是の人斯ち王を助け、明祀を恭み、明刑を敷く。王は用て監有りて、多憲政命は、用て克く和して成有り。王は用て能く天の魯き命を承け、百姓萬民は用て王廷に擾比せざるは亡し。先王は用て勸有りて、賓を以て上を佑く。是の人斯ち既く厥の辟を助けて、王邦王家に勤勞す。先神祇は復いて式れ用て休し、厥の家に服せしむ。王邦は用て寧く、小民は用て假いに能く稼穡して、并に天神を祀る。戎兵以て能く興り、軍は用て實多し。王は用て能く四鄰を奄有し、遠土も丕承し、子孫は用て末まで先王の耿光を被る。

正月庚午、周公は庫門に至り、次のように言った。「ああ、我が小邑小国よ、長老たちは事態を憂慮して、我が位に藩屏として守護することなく、そこで私みずから（先王の）正道を用いざるを得なくなった。これは（汝等が）よき德で私を教え導くことがないためである。今、私は小から大に至るまでの全ての人々に教え諭そうと思う。私は次のように聞いている。古の（夏・殷）二国の明王においては、憂いを恐れることがなかった。（王を支える）貴族一門や近臣たちは美德につとめて宝を保ち、その君を補佐して王国王家のために勤労した。また、広く武人・賢者を求めて王に推挙した。さらに、治臣から血族に至るまで本当によく誠を保持して栄達しないものはなく、王に進言を行った。この人々は、王を助け、謹んで祭祀を行い、正道を行き渡らせた。王には補佐役がいて、規範は行き渡り、人々はよく和した。そこで天のよき命を拝受することができ、百姓万民たちの中で朝廷に従わないものはなかった。先王は率先して事にあたり、相談役に主上を補佐させた。この人はその君を助けて王家王国に勤労した。先神・地祇もこれに応えて嘉し、王家に従うようにさせた。王国は安寧となり、民衆は大い

に農作業に従事して、(王と民は)ともに天神を祭祀した。軍隊はよく編成され、軍備は充実した。そして、王は天下四方を領有し、遠方の民も信服し、子孫は末に至るまで先王の恩恵を被ることとなったのである。

至于厥後嗣立王、廼弗肯用先王之明刑、乃維急急胥區（驅）胥教于非彝。以家相厥室、弗【7】卹王邦王家、維媮德用、以問求于王臣、弗畏不恙（祥）、不肯惠聖（聽）亡辠之辭、乃惟不訓（順）是治。我王訪良言於是【8】人、斯乃非休德以應、乃維詐區（詬）以答、卑（俾）王之亡依亡助。卑（譬）如戎夫喬（驕）用從肸（禽）。其猶克有獲。是人斯廼訟（譏）惻（賊）【9】媢嫉、以不利厥辟厥邦。卑（譬）如罍（梏）夫之有媚妻。曰余獨備（服）在寢、以自落厥家。媚夫有埶（邇）亡遠、乃弇蓋善【10】夫、善夫莫達在王所。乃惟有奉俟（疑）夫、是揚是繩、是以為上、是受（授）司事師長。正（政）用迷亂、獄用亡成。小民用禱、亡用祀。【11】天用弗寍（保）、媚夫先受吝（殄）罰、邦亦不寍。

厥の後嗣の立王に至りては、廼ち肯えて先王の明刑を用いず、乃ち維れ急急として非彝に胥驅り胥教う。家を以て厥の室を相、王邦王家を卹えず、維れ媮き德をば用い、以て王臣に問求し、不祥を畏れず、肯えて亡辠の辭を惠聽せず、乃ち惟れ順ならずして是れ治む。我が王、良言を是の人に訪ぬるも、斯ち乃ち休德以て應うるに非ずして、乃ち維れ詐詬以て答え、王をして之れ依る亡く助け亡さしむ。譬うるに、戎夫の驕りて用て禽に從うが如し。其れ猶お克く獲うること有らんや。是の人は斯廼ち譏賊媢嫉して、以て厥の辟・厥の邦に利あらず。譬うるに、梏夫の媚妻有るが如し。余獨り寢に服すと曰いて、以て自ら厥の家を落る。媚夫邇くに有りて遠ざくること亡ければ、乃ち善夫を弇蓋い、善夫は王所に達すること莫し。乃ち惟れ疑夫を奉ること有りて、是れ揚げ是れ繩め、是を以て上と為し、是れ司事師長を授く。政は用て迷亂し、獄は用て成る亡し。小民は用て禱るも、用て祀ること亡し。天は用て保んぜず、媚夫先んじて殄罰を受け、邦も亦た寍ならず。

しかしながら、その後嗣が王として立つに至ると、進んでは先王の正道を行わず、汲汲として非道に駆り立て教え導くようになった。自分のことを考えるのみで、王家王国のことは気にかけず、薄い德で王の臣下に問責し、

不祥を恐れず、正しき言葉に耳を傾けず、正道に依拠せずに統治を行っている。王がこの人物に質問しても、徳言で応答せず、偽りの言葉で答え、王に頼る者や補佐する者のないようにしむけている。譬えると、農夫が驕って狩りをするようなものである。（農夫の能力で）どうして獲物を捕らえることなどできようか。こうした人は、他者を妬み損ない、君主や国家に利益をもたらさない。譬えると、真面目な夫に嫉妬深い妻がいるようなものである。自分が寝を独占していると主張し、自ら家を損なうに至る。こうした嫉妬深い臣下が近くにいて、これを遠ざけることがないならば、良臣を覆い隠し、良臣は王の側に推挙されなくなる。そして不逞の臣下が推挙され、称揚されて上位につき、司事師長といった重要な官職を授かる。こうして国政は混乱し、裁判も適正に行われなくなる。民衆はただ願いを祈るのみで、返礼の祭祀を行わなくなる。天は（こうした人物を）安らかにはしておかず、そこでこの嫉妬深い臣下は真っ先に（天の）厳罰を受け、国も安寧ではいられない。

嗚呼、敬哉。監于茲。朕遺父兄眔朕藎臣、夫明爾德、以助余一人憂。毋【12】惟爾身之罍（營）[18]、皆卹爾邦、假余憲。既告汝元德之行。卑（譬）如主舟。輔余于險、罍（營）[19]余于湊（濟）。毋作俎（祖）考朕（羞）哉。【13】」

嗚呼、敬まんかな。茲に監みよ。朕の遺父兄眔び朕の藎臣、夫れ爾の德を明らかにして、以て余一人の憂を助けよ。惟れ爾の身のみ之れ營ること毋く、皆な爾の邦を卹え、余の憲に假れ。既く汝が元德の行を告げよ。譬うるに舟を主るが如し。余を險に輔け、余を濟に營れ。祖考に羞を作すこと毋れ」と。

ああ、慎めよ。よくよく考えよ。我が遺父兄、及び我が忠臣たちよ、汝らの德を発揮して、我一人の憂いを助けよ。汝の身のみを考えるのではなく、汝の国を憂えて、我が正道を行え。尽く汝の良き德の行いを告げよ。譬えるならば、船を操るようなものである。我を危険から助け、我を安全な場所に守護せよ。祖先に羞ずることのないように」と。

［語注］

①今本は「維正月庚午」。「月」字を脱するとする原注に従い、「月」字を補う。

②原注は、「者」字とし、を音通から「庫」字とする。さ

らに、周制では、天子は五門（南から、皋・庫・雉・應・路）であるとし、第二門である庫門の外、皋門の内は天子の外朝であると注する。

③「寡邑小邦」について、原注は、周が自国を呼ぶ場合の謙譲語とし、「興我小邦周」（『尚書』大誥）や「非我小國敢弋殷命」（『尚書』多士）などの例を挙げる。

④「罍」字は、この他、第13簡の「惟爾身之罍」・「罍余于濟」にもみえ、原注は「懔」字に隷定する。復旦読書会は、この箇所を「榮」字に隷定して「亡不栄達」とし、第13簡の二箇所は「營」字に隷定して、「衛護之義」とする。難解な箇所であるが、第13簡の二箇所は復旦説が通りがよい。したがって、復旦読書会の説に従って釈読する。

⑤復旦読書会は、上博楚簡『容成氏』第一簡に「神戎（農）氏」とあり、「戎」と「農」は音が近いとして、「戎夫」とは「農夫」のことであると指摘している。なお、今本は「譬若畋犬驕用逐禽」であり、犬の譬えとなっているが、これは「戎夫」が「畋犬」に誤写されたものと思われる。

⑥竹簡では「讒賊」の下の二字が欠損しているが、今本では「讒賊媢嫉」となっていることにより、「媢嫉」の二字を補う。

⑦「𩰫」字の隷定については諸説ある。原注が「梏」字とし、「梏夫」とは「堂堂正正大丈夫」であるとするのに従う。そのほか、「覺」（復旦読書会）、「逑」（王寧）など様々な説が提起されている。

⑧復旦読書会の説に従い、「營」字として読む。詳しくは④参照。

⑨復旦読書会の説に従い、「營」字として読む。詳しくは④参照。

［参考文献］

●簡帛網（http://www.bsm.org.cn/）

・宋華強「清華簡《皇門》札記一則」（「簡帛網、二〇一一年二月二日」）

・王寧「説清華簡《皇門》中的〝鞫〟字」（「簡帛網、二〇一一年二月十日」）

・宋華強「清華簡《皇門》札記一則補正」（「簡帛網、二〇一一年二月二八日」）

・黄懐信「清華簡《皇門》校読」（「簡帛網、二〇一一年三月十四日」）

●復旦大学出土文献与古文字研究中心（http://www.gwz.fudan.edu.cn）

・復旦大学出土文献与古文字研究中心研究生読書会「清

華簡《皇門》研読札記」（「復旦網、二〇一一年一月五日」）

・陳剣「清華簡《皇門》〝罷〟字補説」（「復旦網、二〇一一年二月四日」）

三、清華簡『皇門』の内容

『清華大学蔵戦国竹簡（壹）』の『皇門』釈文の前に附せられた【説明】では、本篇の内容を、次のように概括している。

竹簡本『皇門』の「公若曰」の「公」は、今本では「周公」となっており、内容から判断しても、竹簡本が指しているのは周公である。竹簡本は、周公が群臣望族に対し、歴史を鑑として進言や賢人の推薦を行い、王の国家統治を助けるよう訓戒するとともに、公を無視して私にはしる行為を排撃したもので、実に得難い周初の政治関係の文献である。竹簡本は戦国時代の写本ではあるが、使用されている語句の多くは『尚書』中の周書諸篇や周初の金文と類似する。例えば、周を謙遜して「小邦」（今本では漢の高祖の諱を避けて「小国」となっている）とするなど、みな周初の慣用句であり、その基づくところはまさに西周の文献であることがわかる。

竹簡本『皇門』と今本とを比較すると異なる部分が多い。最も顕著なのは集会の場所が「耆（庫）門」となっているが、今本では「左閎門」となっていることである。周制では、天子は五門で、庫門の外、皋門の内は天子の外朝があり、周公が組織の集会をここで行ったことも理に適う。（下略）

右の【説明】に基づきつつ、以下、より詳細に本篇の内容についてみていこう。

1　清華簡『皇門』の場面構成

本篇の冒頭には、「維れ正[月]庚午、公、庫門に格る」のように、時・人物・場所を示す一文がみえる。そこでまず、『皇門』の場面構成についてみてみよう。

人物（「公」）について【説明】は、周公旦を指すとする。今本では「周公」と記されていることが主な理由であり、また内容上も合致するという。「公」については、「公、庫門に格る」のほか、「公若く曰く」との表記もみえる。『尚書』君奭や立政では、「周公若く曰く」として、

周公旦の言葉が記されている。こうした例からみても、【説明】が述べるように、「公」とは周公旦を指すとみて問題はないであろう。

次に、「庫門」について【説明】は、天子の五門の一つである「庫門」を指すとする。これは『礼記』明堂位の疏にみえる「天子五門、皋・庫・雉・應・路」を踏まえたもので、【説明】はさらに、庫門は第二門で、庫門の外、皋門の内は天子の外朝であるとして、その場所が内朝と外朝の狭間にある特殊な場所であることを強調する。今本では「左閎門」となっているが、「左」字は「在庫門」（清華簡）の「在」字が誤写されたものとみられる。「庫門」が今本では「閎門」となっている点についてはよくわからないが、ここでは原注に従い、周公旦の演説の場所を「庫門」と考えておく。

では、周公旦は、どのような人々を対象に演説を行ったのであろうか。「朕の寡邑小邦」という表現から、それは周の国内に向けたものであったことがわかる。また、「朕の遺父兄眔び朕の藎臣」ともあることよりすれば、より具体的には周の血族や近臣たちを対象としたものであろう。末尾に、「祖考に羞を作すこと毋れ」と、周の祖先に恥ぬように戒める文句が見えることもそれを裏付ける。

それでは、この演説は何時行われた（或いは、行われたという設定で書かれている）のであろうか。冒頭には、「正[月]庚午」と記されているものの、残念ながら歳に関する記述がない。したがって、その絶対年代は不明である。今本『竹書紀年』には、「庚午、周公誥諸侯于皇門」とあり、これを成王元年のこととする。この記述と併せて考えるならば、『皇門』の演説は、武王が急逝して幼少の成王が即位するという混乱を背景に行われたものであることになる。もっとも、今本『竹書紀年』については資料上の問題もあり、これを確かな根拠とすることはできない。しかしながら、周公が周の血族や近臣に訓戒を施すという内容からみて、周公が幼い成王に代わって摂政を行った時期の発言である可能性は高いであろう。

以上を総合すると、清華簡『皇門』は、周公旦が幼い成王を代行して摂政を行った時期に、庫門において行った周の血族・近臣への訓辞であると考えることができる。

2　周公旦の演説の内容

では次に、周公旦の演説の内容についてみていこう。周公旦の演説部分は、以下の三つに分けることができる。

①周公旦の嘆きの言葉
②夏・殷の歴史に関する言及（前半・後半）
③周公旦の訓辞

まず最初に、周の長老たちに向けて、周公が不満をもらすのが①である。それは、長老たちが藩塀となって自分を補佐せず、また徳によって自分を教え導いてくれないため、自分みずから「明刑」をもちいなければならなくなったということであった。下文には、「先王之明刑」という表現もみえており、これは古えの英明な王たち（ここでは夏・殷）の訓戒を指すと思われる。

これに続く②では、「昔の二有國」、すなわち夏・殷二国の歴史を例に挙げ、臣下のあり方について説く。

まず前半部では、「廼ち惟れ大門宗子邇臣、懋めて嘉德を揚げ、寶を有つに迄り、以て厥の辟を助け、勤めて王邦王家を卹う」とあるように、主として君主を補佐する賢臣たちの様子が描かれている。夏・殷ともに、初期の頃は、「大門宗子」といった王の血族、及び「邇臣」（近臣）たちが先王の徳（「嘉德」）を継承し、王家王国のことを第一に考えて王を補佐していたとする。臣下たちは「言を王所に獻ず」のように、進言によって王を助けたが、その中で最も重要なのが、「廼ち旁く求めて元武・聖夫を選擇し、王所に羞む」とあるように、広く賢者を求めて、優秀な人材を王のもとに推挙することであった。こうして推挙された賢臣は、「明祀を恭しくし、明刑を敷く」などの政務を行って王を補佐し、その結果、「天の魯き命を承け、百姓萬民は用て王廷に擾比せざるは亡し」と、天の承認を受けて、百姓や万民も王に従うなどの理想的状態が確立されたという。

また、「先王は用て勸有りて、賓を以て上を佑く。是の人斯ち厥の辟を助けて、王邦王家に勤勞す」とあるのも、人材登用に関するものであり、外国から招かれた「賓」たちも、王国を第一に考えて王を補佐したという。そしてこうした人物が王家王国を支えることで、「王は用て能く四鄰を奄有し、遠土も丕承し、子孫は用て末まで先王の耿光を被る」と、王が天下を領有し、子孫もその恩恵を被るに至ったとされる。

すなわち前半部では、賢臣が王を補佐することで国家が円滑に統治されたとする君臣関係の理想型が語られているのである。一方、「厥の後嗣の立王に至りては…」以下の後半部では、時代を経るにつれてこうした理想的状態が崩れ、暗愚な佞臣が横行する世になってしまったことが強調される。

「厥の後嗣の立王に至りては、廼ち肯えて先王の明刑

を用いず、乃ち維れ急急として非彝に胥驅り胥教う」とあるように、後世の王たちは、先王の常道である「明刑」にのっとらず、非道の道（「非彝」）に民衆を駆り立てるようになったという。そしてまた、こうした失政に拍車をかけたのが、佞臣の横行である。「善夫は王所に達すること莫し」という言葉が端的に示すように、良き人材（「善夫」）が王の身辺に推挙されず、逆に無能の臣下が朝廷にはびこることで、政治は混乱を極めたという。周公旦は、この状況を「譬うるに戎夫の驕りて用て禽に從うが如し。其れ猶お克く獲うること有らんや」と、農夫（「戎夫」）が驕り高ぶり、分を越えて狩猟を行う様に譬え、これでは成果など得られるはずもないと痛烈に批判する。また、こうした輩は、良き人材を覆い隠し、「乃ち惟れ疑夫を奉ること有りて、是れ揚げ是れ繩め、是を以て上と為し、是れ司事師長を授く」と、佞臣は佞臣をよんで上位の役職を独占し、その結果「政は用て迷亂し、獄は用て成ること亡し」と、政治は大いに混乱したと述べる。

要するに②では、当初は皆が王家を第一に考えて献言や賢人の推挙を行っていたものの、後世、王家が顧みられず、佞臣がはびこって国家が混乱した夏・殷の歴史を例に挙げ、周国はこうした轍を踏まぬよう戒めているのである。

③は、以上を総括して発した周公旦の訓辞である。周公旦は、「嗚呼、敬まんかな。茲に監みよ」と、夏・殷の歴史を教訓にすべきことを強調する。そして、「朕の遺父兄罘び朕の藎臣、夫れ爾の德を明らかにして、以て余一人の憂を助けよ」と、周の父兄や臣下に対して、各々の力を尽くして、自分を補佐するよう懇願する。「余を險に輔け、余を濟に營れ」と述べるその口調は、あたかも周公旦が王として発言しているかのようである。そして、祖先に恥をなすことのないよう戒め、周公旦は一連の演説を結ぶ。

以上が周公旦の演説の内容であるが、この中では繰り返し周王室への助力が強調されており、具体的には王への助言や賢人の推挙が求められている。とりわけ、王家を補佐する賢人の重要性については、様々な譬えを交えつつ何度も言及され、これは本篇の主要なテーマの一つといえる。『史記』魯周公世家には、周公が封地の魯に向かう子の伯禽に対し、賢人には丁重に応対せよとの訓戒を施す場面もみえ(注2)、周公旦は尚賢を非常に重視していたことがわかる。本篇もこうした流れに繋がるものと考えられるであろう。

さらに、本篇全体を通して問題となるのは、周公旦の

立場である。本篇における周公旦の発言中には、「朕位に屏たること有る蔑く」・「以て余一人の憂を助けよ」・「余を險に輔け、余を濟に営れ」など、あたかも周公旦が王であるかのような言葉が散見される。周公旦が幼い成王の言葉を代弁したとの見方もできないわけではないが、例えば『尚書』大誥や康誥には「王若く曰く」とあり、これに続けて周公旦が成王の言葉を代弁するかたちをとっている。また、『尚書』多方では、「周公曰く、王若く曰く」となっており、周公旦が王の言葉を代行したことが形式上からも明らかである。清華簡『皇門』の場合、「公若く曰く」とあるのみなので、やはりこれは周公の発言と考えざるをえない。『史記』魯周公世家・燕召公世家や『礼記』文王世子には、周公旦が践阼したとの記載もあり、古来より周公旦が王位に就いたのか否かという点には様々な見方がある。清華簡『皇門』にみえる周公旦の言動は、こうした議論を再燃させることになるであろう。

四、清華簡『皇門』発見の意義と今後の研究

『逸周書』は、古風な文体であることや、多くの文字の乱れが存在することにより、解読が困難な文献であった。皇門篇もまたその一つであるが、【説明】が「竹簡本は（今本と比べて）相対的に文義が通り、明らかに今本より優れていて、今本の多くの錯誤を明らかにすることができる」と指摘するように、清華簡『皇門』の出現によって理解が可能となった箇所は多く存在する。清華簡『皇門』発見の意義は、まずこの点にあろう。

さらにこの発見は、『逸周書』という資料の見方に関しても大きな影響を及ぼす。従来、『逸周書』は資料的信憑性に問題があるとされ、あまり正面から論じられることのない文献であった。しかしながら、清華簡第一分冊には、今本『逸周書』中の皇門篇・祭公篇とほぼ同じ内容をもつ清華簡『皇門』・『祭公之顧命』、そして『逸周書』程寤篇と深い関連が認められる清華簡『程寤』の計三篇が含まれており、これによって、少なくとも今本『逸周書』の中に、戦国中期以前に遡ることのできる古文献が含まれていることが明らかとなった。同様に、その他の諸篇の中にも古い由来をもつものが存在する可能性は高く、清華簡『皇門』の発見は、『逸周書』という文献に対しても大きな見直しを迫るであろう。

その一方で、清華簡『皇門』を『逸周書』の一篇という旧来の枠組みから切り離して考えることも、今後は必要となると思われる。第一分冊の中には、周の文王の受

命や遺言を伝える『程寤』・『保訓』、周公旦に関連する『耆夜』・『金縢』・『皇門』、周の穆王に仕えた祭公の遺言である『祭公之顧命』など、周の歴史に関する文献が多数含まれている。旧来の枠組みでは、『金縢』は『尚書』中の一篇、『皇門』は『逸周書』中の一篇という区分けが存在するものの、これらの書籍を所持していた人物にとっては、いずれも周国の歴史関係の記録として認識されるのみで、両者の間に大きな区別はなかった可能性もある。とりわけ『皇門』は、今本『尚書』中の周書諸篇と形式や語彙の面で、非常に関連が深い。例えば、清華簡『皇門』では、前述の如く「公若(か)く曰く」という言葉に続けて周公旦の発言が記されていた。同様の例は、『尚書』君奭や立政に「周公若く曰く」とみえる。また、総括部分の「嗚呼、敬哉。監于茲」という表現は、『尚書』君奭の「嗚呼、君。肆其監于茲」と近似しており、全体として『尚書』の形式に近い形をとっている。さらに、語彙の面では、「厥(そ)の」・「用(もっ)て」など、『尚書』に常見する古語が多用され、また「非彝」(酒誥・呂刑)、「(先)哲王」(召誥)、「耿光」(立政)、「立王」(無逸)、「祖考」(酒誥)など、『尚書』中に共通ないしは類似する熟語を見出せるものも多い。仮に『皇門』が『尚書』中の一篇であったとしても、我々は別段何の違和感も感じないことであろう。

『尚書』の成立事情については不明な点が多いが、『皇門』を含む清華簡の発見は、こうした大きな問題に対しても、何らかの手がかりを与えてくれる可能性を秘めている。今後もさらなる研究の進展を期待したい。

注

(1) 清華大学出土文献研究与保護中心編・李学勤主編『清華大学蔵戦国竹簡(壹)』(中西書局、二〇一〇年十二月)

(2)『史記』魯周公世家では、周公が子の伯禽に、「我は一沐に三たび髪を捉り、一飯に三たび哺を吐き、起ちて以て士を待つ。猶お天下の賢人を失わんことを恐る。子、魯に之かば、慎みて國を以て人に驕ること無かれ」と語る場面があり、周公旦の賢人尊重の姿勢が窺える。

付録、清華簡『皇門』・『逸周書』皇門篇対照表

『逸周書』の本文は、黄懐信等『逸周書彙校集注』(上海古籍出版社、二〇〇七年)に依拠したが、清華簡と対

照させるため、句読点を変更した箇所がある。）

清華簡『皇門』	『逸周書』皇門篇
維正[月]庚午、公格在庫門。	維正月庚午、周公格左閎門會羣門。
公若曰、「嗚呼、朕寡邑小邦、蔑有耆耇慮事屏朕位、肆朕沖人非敢不用明刑。惟莫開余嘉德之説。	曰、「嗚呼。下邑小國、克有耇老據屏位、建沈人、非不用明刑。維其開告于予嘉德之説。
今我譬小于大。我聞昔在二有國之哲王、則不恐于卹。迺惟大門宗子邇臣、懋揚嘉德、迄有寶、以助厥辟、勤卹王邦王家。迺旁求選擇元武聖夫、羞于王所。	命我辟王小至于大。我聞在昔有國誓王之不綏于卹、乃維其有大門宗子勢臣、内不茂揚肅德、訖亦有孚、以助厥辟、勤王國王家。乃方求論擇元聖武夫、羞于王所。
自釐臣至于有分私子、苟克有諒、亡不榮達、獻言在王所。	其善臣以至于有分私子、苟克有常、罔不允通、咸獻言在于王所。
是人斯助王、恭明祀、敷明刑。王用有監、多憲政命、用克和有成。王用能承天之	人斯是助王、恭明祀、敷明刑。王用有監、明憲朕命、用克和有成。用能承

魯命、百姓萬民用亡不擾比在王廷。先王用有勸、以賓佑于上。是人斯既助厥辟、勤勞王邦王家。	天嘏命、百姓兆民用罔不茂在王庭。先用有勸、永有□于上下。人斯既助厥、勤勞王家。
先神祇復式用休、俾服在厥家。王邦用盜、小民用假能稼穡、并祀天神。戎兵以能興、軍用多實。王用能奄有四鄰、遠土丕承、子孫用末被先王之耿光。	先人神祇報職用休、俾嗣在厥家。王國用寧、小人用格□能稼穡、咸祀天神。戎兵克慎、軍用克多。王用奄有四鄰、遠土丕承、萬子孫用末被先王之靈光。
至于厥後嗣立王、迺弗肯用先王之明刑、乃維急急胥驅胥教于非彝。以家相厥室、弗卹王邦王家、維媮德用、以問求于王臣、弗畏不祥、不肯惠聽亡辠之辭、乃惟不順是治。我王訪良言於是人、斯乃非休德以應、乃維詐詬以答、俾王之亡依亡助。	至于厥後嗣、弗見先王之明刑、維時及胥學于非夷。以家相厥室、弗卹王國王家、維德是用、以昏求臣、作威不祥、不屑惠聽無辜之亂辭、是羞于王。王皐良、乃惟不順之言。于是人斯乃非維直以應、維作誣以對、俾無依無助。
譬如戎夫驕用從禽。其猶克有獲。是人斯迺讒賊媢嫉、以不利厥辟厥邦。	譬若畋犬驕用逐禽。其猶不克有獲。是人斯乃讒賊媢嫉、以不利于厥家國。

譬如梏夫之有媚妻。曰余獨服在寢、以自落厥家。媚夫有邇亡遠、乃弇蓋善夫、善夫莫達在王所。乃惟有奉疑夫、是揚是繩、是以為上、是授司事師長。政用迷亂、獄用亡成。小民用禱、亡用祀。天用弗保、媚夫先受殄罰、邦亦不寧。	譬若匹夫之有婚妻、曰「予獨服在寢、以自露厥家。媚夫有邇無遠、乃食蓋善夫。俾莫通在于王所。乃維有奉狂夫、是陽是繩、是以為上、是授司事于正長。命用迷亂、獄用無成。小民率穡、保用無用。壽亡以嗣、天用弗保、媚夫先受殄罰、國亦不寧。
嗚呼、敬哉。監于茲。朕遺父兄眔朕藎臣、夫明爾德、以助余一人憂。毋惟爾身之營、皆卹爾邦、假余憲。既告汝元德之行。譬如主舟。輔余于險、營余于濟。毋作祖考羞哉。」	嗚呼、敬哉。監于茲。朕維其及、朕藎臣、夫明爾德、以助予一人憂。無維乃身之暴皆卹、爾假予德憲、資告予元。譬若衆畋、常扶予險、乃而予于濟。汝無作。」